

第193号議案

宍粟市介護保険条例の一部を改正する条例について

平成18年度から20年度までの介護保険事業計画を作成することに併せて、宍粟市として統一した介護保険料率を設定する必要が生じたことにより提案致します。

介護保険料の改正について試算にあたっては介護認定者数の推移や、現行サービスの3年間の給付費用と新たなサービスである地域密着型サービスや地域支援事業への給付費用を見込んでおります。また介護保険制度改正の柱であります予防重視型システムへの転換のために介護予防事業や高齢者の総合相談、支援事業を展開していくうえで地域支援事業についても政令で規定されたことによるものであります。

これら介護保険事業の実施にかかる総給付費用の第1号保険料（65才以上）で負担する割合は、現行の18%から19%に政令が改正されたので、宍粟市の第3期介護保険事業に基づく介護保険料率については、基準月額を4,200円として改正を行おうとするものです。

以上の市長提案を受け民生生活常任委員会に審査が付託され、審査の結果賛成多数で可決され、本会

介護保険条例

反対討論

山下 由美議員

日本共産党議員団を代表して反対討論を行う。

今回の条例改正により標準の方の保険料で特に千種町と山崎町で40%程度的大幅な引き上げになります。合併後の保険料については厚生労働省も5年間の不均一の保険料を認める方針を示しておりますので3~5年間かけてゆるやかな統一を図るべきです。

また厚生労働省は介護保険会計へのルール分以外の一般会計からの繰り入れは違法ではないとしているので、一般会計から繰り入れをして引き上げ額を抑えるべきです。

以上により反対します。

賛成討論

大倉 澄子議員

宍粟市は他市町と比較して高齢化率も高く、特に介護の必要な後期高齢化率（75歳以上）が高い状況から、向こう3年間の介護給付費の伸びを予測して介護保険料の改定基準額を4,200円としました。

これは、兵庫県内市町平均4,325円より低く抑えた金額となっております。尚、介護保険会計の財源内訳は、国県市の公的負担と各保険者の保険料で負担され、より公平性を遵守したものでありますが、今回の改定は苦渋の選択であったことも事実であります。

今後は地域包括支援センターを中心に、各市民局が一体となって、介護予防事業及び介護相談ができる体制の確立、介護給付費の抑制策への取り組み、介護をする側、される側が共に安心できる組織体制の強固なる実行を切に願い賛成討論と致します。

- 改正（当分の間、市長の給与を90/100、助役・収入役の給与を95/100とする。）
- * 宍粟市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正（当分の間、給与を95/100とする。寒冷地手当を廃止する。）
- * 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（給与を平均4.8%引き上げる。寒冷地手当を廃止する。）
- * 宍粟市職員の特殊手当に関する条例の一部改正（一部手当を廃止）
- * 宍粟市国民健康保険条例の一部改正（審議経過は別掲）
- * 宍粟市介護保険条例の一部改正（審議経過は別掲）
- 〃 その他の条例改正案も含めて、原案通り可決されました。〃
- その他の議案（主なもの）
- * 宍粟市公の施設に係る指定管理者の指定について（民間活力を公の施設の管理に活用することを目的に定められた「指定管理者制度」に基づき、3力所の「道の駅」、生谷温泉伊沢の里、福知溪谷休養センター等、市の20の公の施設の管理者を指定）